# 公示

# 個人タクシー事業の許可申請書等の様式及び添付書類等について

個人タクシー事業(道路運送法第4条に基づく許可を受けた個人のみが自動車を運転することにより事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業。以下「個人タクシー」という。)の許可申請書、譲渡譲受認可申請書、相続による事業継続認可申請書、死亡届出の様式及び添付書類並びにヒアリングの際に持参すべき挙証資料について、次のように定めたので公示する。

平成14年1月18日

# 中部運輸局長 津野田 元直

- . 許可 (「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」(平成14年1月18日付け中運局公示第244号。以下「審査基準」という。) . の場合)
- 1.許可申請書の様式及び添付書類等
- (1) 許可申請書の様式

別紙様式1のとおり

(2) 添付書類等

戸籍抄本

自己資金の確保に関する挙証資料

預貯金通帳、証券類、その他申請日時点において事業開始のための資金 が確実に自己資金により調達可能なことを証明できるもの

なお、ヒアリングの際に申請日以降常時資金が確保されていることが証明できる書面の提出を求める。

. 2. に記載する挙証資料 (「個人タクシー事業の許可申請者及び譲渡譲 受等の認可申請者に対する法令試験について」(平成14年1月18日付中 運局公示第247号)(以下「試験公示」という。) . 1. に規定する試験 対象者(以下「申請後受験者」という。)を除く。) 個人タクシー試験合格者証の写し(申請後受験者を除く。)

- 2. ヒアリングの際に持参すべき挙証資料
- (1) 住民票
- (2) 自動車運転免許証
- (3) 運転経歴に関する挙証資料

採用年月日等が明記されている雇用主(代表者)からの在職証明書(別紙様式2)

また、自動車運送事業用自動車以外の運転を職業とした期間のある者にあっては、在職中における厚生年金等の加入期間を証明するもの、当該雇用主の事業概要が明らかとなる書面

(4) 自己資金の確保に関する挙証資料

預貯金通帳、証券類、その他事業開始のための資金が確実に自己資金により調達可能なことを証明できるもの

(5) 営業所(住居)の確保に関する挙証資料

自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合は賃貸借契約書申請する営業所(住居)の玄関(1枚)及び側面(1枚)から撮影したもので、建物の状況(内部を含む。)が判明できる写真

(6) 事業用自動車の確保に関する挙証資料

購入の場合には、購入契約書(許可を前提とする仮契約書又は購入を前提とする見積書を含む。) リース車両については、リース契約書(許可を前提とする仮契約書又は契約を前提とする見積書を含む。)

(7) 自動車車庫の確保に関する挙証資料

自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合は賃貸借契約書(許可を前提とする仮契約書を含む。)

申請する自動車車庫の位置を正面(1枚)及び側面(1枚)から撮影したもので、出入口及び隣接する当該自動車車庫以外の区域との区分が判明できる写真

自動車車庫の前面道路が車両制限令に抵触しない旨の道路管理者の道路幅 員証明書

ただし、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の通行承諾書及び私道に接続する公道が車両制限令に抵触しない旨の道路管理者の道路幅員証明書

## (8) 健康診断書

公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等について医師の診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る 医師の所見が記載されたもの(別紙様式3) (9) 運転に関する適性診断票等

自動車事故対策機構等が発行する運転に関する適性診断票又は受診証明書

(10) 運転記録証明書等

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書又は無事故無違反証明 書

ただし、「審査基準」別表2の申請時の年齢がA.の場合は無事故無違反証明書に限る

- (11) その他、挙証資料については、公示したもの以外でも必要に応じ提出を求める場合がある。
  - 3.添付書類等の発行又は作成等の時期は、次の各号によることとする。
  - (1) 戸籍抄本は、申請日以前3か月以内に発行されたものであること。
  - (2) 運転記録証明書、無事故無違反証明書は、ヒアリング日以前15日以内に発行されたものであること。
  - (3) 前各号以外の挙証資料は、申請日以前3か月以内又は申請日以降に発行、作成されたものであること。

ただし、在職証明書、自動車運転免許証、自己資金の確保に関する挙証資料、営業所(住居)の確保に関する賃貸借契約書、自動車車庫の確保に関する賃貸借契約書については、この限りでない。

4. 運輸開始届

運輸開始届の様式

別紙様式4のとおり

- . 許可(「審査基準」 . の場合)
- 1.許可申請書の様式及び添付書類等
- (1) 許可申請書の様式

別紙様式1のとおり

(2) 添付書類等

.1.(2) ~ 及び以下のとおりとする。

運転経歴に関する挙証資料(ア又はイ)

ア 個人タクシーの経験に関する挙証資料(申請日以前1年以内に、個人タクシー事業者であった期間がある場合に限る。)

個人タクシー事業の経営許可書の写し、個人タクシー事業の譲渡譲受認可書の写し、個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書の写し、 その他申請日以前1年以内に個人タクシーの経験を有していることを証明できるもの イ 在職証明書(申請日以前1年以内に、一般旅客自動車運送事業自動車の 運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期間) がある場合に限る。)

在職証明書は、採用年月日等が明記されている雇用主(代表者)からの証明書とする。(別紙様式2)

- .2.に記載する挙証資料(申請後受験者又は の提出をした者を除く。) 個人タクシー試験合格者証の写し(申請後受験者又は の提出をした者を 除く。)
- 2 . ヒアリングの際に持参すべき挙証資料
- (1) .2.(1)・(2)・(4)~(11)及び以下のとおりとする。
- (2) 運転経歴に関する挙証資料

個人タクシー事業の経営許可書の写し、個人タクシー事業の譲渡譲受認可書の写し、個人タクシー事業の許可等に付した期限の変更通知書の写し、その他申請日以前に1年以上の個人タクシーの経験を有していることを証明できるもの(1.(2) アで1年以上の個人タクシーの経験を有していることを証明できるものの提出のあった者を除く。)

(3) 管理運営体制に関する挙証資料

申請日現在の年齢が75歳未満の場合(ア又はイ)

- ア 申請する営業区域が属する県内に営業所を設置している法人タクシー事業者(以下「連携事業者」という。)による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていることを証する書面
- イ 申請する営業区域が属する県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていることを証する書面

申請日現在の年齢が75歳以上の場合

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていることを証 する書面

- (4) 市町村の長が主宰する地域公共交通会議等の協議が調ったことの挙証資料
- 3.添付書類等の発行又は作成等の時期は、 .3.(1)·(2)及び次によること とする。
  - . 3 .(1)・(2)以外の挙証資料は、申請日以前3か月以内又は申請日以降に発行、作成されたものであること。

ただし、個人タクシーの経験に関する挙証資料、在職証明書、管理運営体制に 関する挙証資料、市町村の長が主宰する地域公共交通会議等の協議が調ったこ との挙証資料、自動車運転免許証、自己資金の確保に関する挙証資料、営業所(住 居)の確保に関する賃貸借契約書、自動車車庫の確保に関する賃貸借契約書については、この限りでない。

4.運輸開始届は、.4.によることとする。

### . 譲渡譲受

- 1.譲渡譲受認可申請書の様式及び添付書類等
- (1) 譲渡譲受認可申請書の様式

別紙様式5のとおり

(2) 添付書類等(譲受人について)

譲渡譲受契約書(写)

戸籍抄本

自己資金の確保に関する挙証資料

預貯金通帳、証券類、その他申請日時点において事業開始のための資金が 確実に自己資金により調達可能なことを証明できるもの

なお、ヒアリングの際に申請日以降常時資金が確保されていることが証明できる書面の提出を求める。

.2.に記載する挙証資料(申請後受験者を除く。) 個人タクシー試験合格者証の写し(申請後受験者を除く。)

- 2.ヒアリングの際に持参すべき挙証資料(譲受人について)
- (1) 住民票
- (2) 自動車運転免許証
- (3) 運転経歴に関する挙証資料

採用年月日等が明記されている雇用主(代表者)からの在職証明書(別紙様式 2)

また、自動車運送事業用自動車以外の運転を職業とした期間のある者にあっては、在職中における厚生年金等の加入期間を証明するもの、当該雇用主の事業概要が明らかとなる書面

(4) 自己資金の確保に関する挙証資料

預貯金通帳、証券類、その他事業開始のための資金が確実に自己資金により調達可能なことを証明できるもの

(5) 営業所(住居)の確保に関する挙証資料

自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合は賃貸借契約書申請する営業所(住居)の玄関(1枚)及び側面(1枚)から撮影したもので、建物の状況(内部を含む。)が判明できる写真

(6) 事業用自動車の確保に関する挙証資料

自動車検査証の写し

(7) 自動車車庫の確保に関する挙証資料

自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合は賃貸借契約書(認可を前提とする仮契約書を含む。)

申請する自動車車庫の位置を正面(1枚)及び側面(1枚)から撮影したもので、出入口及び隣接する当該自動車車庫以外の区域との区分が判明できる写真

自動車車庫の前面道路が車両制限令に抵触しない旨の道路管理者の道路幅 員証明書

ただし、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の通行承諾書及び私道に接続する公道が車両制限令に抵触しない旨の道路管理者の道路幅員証明書

なお、自動車車庫の出入口に変更がない場合には省略できるものとする。

(8) 健康診断書

公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等について医師の診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る 医師の所見が記載されたもの(別紙様式3)

(9) 運転に関する適性診断票等

自動車事故対策機構等が発行する運転に関する適性診断票又は受診証明書

(10) 運転記録証明書等

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書又は無事故無違反証明 書

ただし、「審査基準」別表2の申請時の年齢がA.の場合は無事故無違反証明書に限る

- (11) その他、挙証資料については、公示したもの以外でも必要に応じ提出を求める場合がある。
  - 3.添付書類等の発行又は作成等の時期は、次の各号によることとする。
  - (1) 戸籍抄本は、申請日以前3か月以内に発行されたものであること。
  - (2) 運転記録証明書、無事故無違反証明書は、ヒアリング日以前15日以内に発行されたものであること。
  - (3) 前各号以外の挙証資料は、申請日以前3か月以内又は申請日以降に発行、作成されたものであること。

ただし、在職証明書、自動車運転免許証、自己資金の確保に関する挙証資料、営業所(住居)の確保に関する賃貸借契約書、自動車車庫の確保に関する賃貸借契約書については、この限りでない。

## 4.譲渡譲受終了届

# 譲渡譲受終了届の様式別紙様式6のとおり

### . 相続

- 1.相続による事業継続認可申請書の様式及び添付書類等
- (1) 相続による事業継続認可申請書の様式 別紙様式7のとおり
- (2) 添付書類等

申請者と被相続人との続柄を証する書類

被相続人の戸籍謄本

相続人の同意書(ただし、申請者以外の相続人がある場合に限る。)

自己資金の確保に関する挙証資料

預貯金通帳、証券類、その他申請日時点において事業開始のための資金が 確実に自己資金により調達可能なことを証明できるもの

なお、ヒアリングの際に申請日以降常時資金が確保されていることが証明できる書面の提出を求める。

.2.に記載する挙証資料(申請後受験者を除く。) 個人タクシー試験合格者証の写し(申請後受験者を除く。)

- 2.ヒアリングの際に持参すべき挙証資料
- (1) 住民票
- (2) 自動車運転免許証
- (3) 運転経歴に関する挙証資料

採用年月日等が明記されている雇用主(代表者)からの在職証明書(別紙様式2)

また、自動車運送事業用自動車以外の運転を職業とした期間のある者にあっては、在職中における厚生年金等の加入期間を証明するもの、当該雇用主の事業概要が明らかとなる書面

(4) 自己資金の確保に関する挙証資料

預貯金通帳、証券類、その他事業開始のための資金が確実に自己資金により調達可能なことを証明できるもの

(5) 営業所(住居)の確保に関する挙証資料

自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合は賃貸借契約書申請する営業所(住居)の玄関(1枚)及び側面(1枚)から撮影したもので、建物の状況(内部を含む。)が判明できる写真

(6) 事業用自動車の確保に関する挙証資料

自動車検査証の写し

(7) 自動車車庫の確保に関する挙証資料

自己所有の場合は登記簿謄本、借入の場合は賃貸借契約書(認可を前提とする仮契約書を含む。)

申請する自動車車庫の位置を正面(1枚)及び側面(1枚)から撮影したもので、出入口及び隣接する当該自動車車庫以外の区域との区分が判明できる写真

自動車車庫の前面道路が車両制限令に抵触しない旨の道路管理者の道路幅 員証明書

ただし、前面道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の通行承諾書及び私道に接続する公道が車両制限令に抵触しない旨の道路管理者の道路幅員証明書

なお、自動車車庫の出入口に変更がない場合には省略できるものとする。

(8) 健康診断書

公的医療機関等の医療提供施設において、胸部疾患、心臓疾患及び血圧等について医師の診断を受けたことを証する書面及び営業の支障の有無に係る 医師の所見が記載されたもの(別紙様式3)

(9) 運転に関する適性診断票等

自動車事故対策機構等が発行する運転に関する適性診断票又は受診証明書

(10) 運転記録証明書等

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書又は無事故無違反証明 書

ただし、「審査基準」別表2の申請時の年齢がA.の場合は無事故無違反証明書に限る

- (11) その他、挙証資料については、公示したもの以外でも必要に応じ提出を求める場合がある。
  - 3.添付書類等の発行又は作成等の時期は、次の各号によることとする。
  - (1) 被相続人の戸籍謄本は、申請日以前3か月以内に発行されたものであること。
  - (2) 運転記録証明書、無事故無違反証明書は、ヒアリング日以前15日以内に発行されたものであること。
  - (3) 前各号以外の挙証資料は、申請日以前3か月以内又は申請日以降に発行、作成されたものであること。

ただし、在職証明書、自動車運転免許証、自己資金の確保に関する挙証資料、営業所(住居)の確保に関する賃貸借契約書、自動車車庫の確保に関する賃貸借契約書については、この限りでない。

死亡届の様式及び添付書類等

- (1) 死亡届の様式 別紙様式8のとおり
- (2) 添付書類等 死亡診断書
- 附 則(平成14年1月18日付中運局公示第246号)
- 1.この公示は、平成14年2月1日以降の申請及び届出から適用する。
- 2. 平成6年9月1日付中運局公示第96号「1人1車制個人タクシーの免許申請書の様式及び添付書類等について」は、平成14年1月31日をもって廃止する。
  - 附 則(平成15年9月3日付中運局公示第77号) この公示は、平成15年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。 ただし、平成16年3月31日までに受け付けたものは、従前のものでもよいも のとする。
  - 附 則(平成17年4月28日付中運局公示第17号 一部改正) この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。 ただし、この公示中、記1.については、平成17年10月1日以降に審査する ものから適用する。
  - 附 則(平成17年12月21日付中運局公示第126号 一部改正) この公示は、平成18年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
  - 附 則(平成24年2月17日付中運局公示第105号 一部改正) この公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
  - 附 則(平成27年1月29日付中運局公示第53号 一部改正) この公示は、平成27年 1月29日以降に申請を受け付けたものから適用する。
  - 附 則(平成28年12月20日付中運局公示第97号 一部改正) この公示は、平成28年12月20日以降に申請を受け付けたものから適用する。
  - 附 則(令和2年12月25日付中運局公示第52号 一部改正) この公示は、令和3年1月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
  - 附 則(令和4年3月31日付中運局公示第93号 一部改正) この公示は、令和4年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則(令和6年5月27日付中運局公示第10号 一部改正) この公示は、令和6年5月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

年 月 日

中部運輸局長殿

住 所

名 称

氏 名

一般乗用旅客自動車運送事業経営許可申請書							
事業の種別	個人タクシー	事業					
許可の種別	. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可 . 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可						
	1.営業区	域					
			_				
	2 . 営業所の名	3称及び位置					
	名 称	位	置				
   事業計画	3 . 自動車車庫の位置及び収容能力						
	位	置置	収容能力				
			m²				
	4.事業用自動車 1両						
	上記事業用自動車には、平成14年1月18日付け中部運輸局長 公示「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」(中						
		244号) .7.(3) ~ に掲げ	_ ,				
	機器を備える	<b>うきます。</b>					
	業協同組合名						
加入しない	場合はその理由						

履 歴	書						
ふりがな							
氏 名						男	・女
生年月日		年 月	日	( F	申請日現在:満	歳)	
本 籍							
現住所	(郵便番号)	)			(電話番号)		
職 歴	自・年月日	至・年月日	勤務年数		勤務地・勤務先(会	会社名等)	職種
(新しいも のから記載		現在	年	月			
すること。)			年	月			
			年	月			
			年	月			
			年	月			
			年	月			
			年	月	-		
			年	月			

家族氏名	続柄	年齢	同居・別居	家族氏名	続柄	年齢	同居・別居
			同・別				同・別
			同・別				同・別
			同・別				同・別

(B)

資 産 目 録		(	年	月		日現在)
区分	種 類	金	額		摘	要
預貯金等	普通預貯金			円		
1997 <del>立等</del>	定期預金			円		
不動卒祭	土 地			円		
不動産等	建物			円		
その他				円		

(C)

# 個人タクシーを営業する書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営についての事業用自動車を営業のために他 人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

年 月 日

氏 名

(D)

# 欠格事由に関する宣誓書

道路運送法第7条(欠格事由)に該当しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

# 運 転 経 歴 (1)運転経歴(新しいものから記載すること。) ハイ・タク・ 自 年 月 日 | 至 年 月 日 | 勤務年月数 勤務地 勤務先名(事業所名) バス・他 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 年 月 (2)運行管理者又は整備管理者として勤務した期間 自年月日 至年月日 勤務年月数 勤務地 勤務先名(事業所名) ハイ・タク 年 月 年 月 年 月 年 月

戸

籍

抄

本

の

貼

付

欄

こ の

欄

の

に

IJ

付

け

る

す

こ

ح

### 法令遵守状況に係る宣誓書

1.申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。

また、・過去にもこれらの処分を受けたことはありません。

・ 年 月 日に の処分を受けましたが、

年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分(平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業 の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号 ) 麻薬 及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号 ) 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号 ) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号 ) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号 ) その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法又はタクシー業 務適正化特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分(平成14年1月31日以前の タクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
  - 2.申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を付された場合を含む(ただし、申請日の1年前以前において、反則点1点を付された場合(併せて同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合を含む。)又は反則金の納付のみを命ぜられた場合のいずれか1回に限っては除外。))を受けたことはありません。
  - 3.上記1.又は2.の違反により現に公訴を提起されておりません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

## 自動車車庫に係る宣誓書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号) 農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

(I) 資格要件に関する事項 . <b>年 齢</b>				ヒアリングの際に持参す べき挙証資料
申請日現在の年齢 満	歳 (年	月	日生)	住民票
.運 転 経 歴				
所持する運転免許		年月	日交付	]
免許証番号 第			号	
免許取得年月日				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
ア.普通第一種	年	月	日	運転免許証
イ.大型第一種	年	月	日	
ウ.普通第二種	年	月	目	
工.大型第二種	年	月	目	J
運転経歴 別紙様式1(E)に記載の	<b>)とおり</b>			雇用主の在職証明書 (別紙様式2) その他 ( )
. 資金計画及び資金の調道	方法			
資金計画				
設備資金		円		
運転資金		円		
自動車車庫に要する資金	<u> </u>	円		
保険料		円		
(補償額) 対人保	· 除金額:	万円		
対物保	· 除金額:	万円		
	免責額:	万円		
合計		円		

# 調達方法

預(貯)金

区分	金融機関名	名義人	預入年月日	金額
定期				円
<b>企</b> 规				円
普通				円
百世				円
	1	合 計		円

ヒアリングの際に持参す べき挙証資料

定期					円	77 ( 04 > 6 > 7	7 1 E 64
					円	預(貯)金通	1 快寺
普通					円	(	)
					円		
		合 計			円	J	
の他	(退職金、債券、	株券などについて	預貯金と同様に	記載すること。	)		
. <b>営</b>	所(住居)の確保		ヒアリング時ま <sup>-</sup> 許可後確保する	でに確保する	-	写真 予定地の写真	
• 3	積 間取 用 権 限 建物 所有	i)			-    -	登記簿謄本 その他 (	)
	(共有者) (共有者) 昔用		_ (本人以外の場合	おは続柄	)	登記簿謄本承諾書	
	借入先 上地		-			賃貸借契約書、	承諾書
	( 共有者 )		_ (本人以外の場合	計は続柄	)   -	登記簿謄本承諾書	
"			-			賃貸借契約書、	承諾書

営業所(住居)	 ) と自動車車庫。	 との距離	月日 走步_		ヒアリングの際に持参す べき挙証資料
. <b>自動車車庫</b> 車庫の確保	確保済		ング時までに確保		写真 予定地の写真
	m²		m×奥行	m )	
	車庫を設ける場	合)			
(共有者)_		(2	本人以外の場合は約 本人以外の場合は約 本人以外の場合は約	続柄 )	登記簿謄本承諾書
					賃貸借契約書、承諾書
(共有者)_		(2	本人以外の場合は 本人以外の場合は 本人以外の場合は	続柄 )	登記簿謄本承諾書
借用 借入先 _					賃貸借契約書、承諾書

・前面道路 「公道 幅員m 車両制限令に「抵触しない  【抵触する	道路管理者の道路幅員 証明書
L 私道 幅員m	
「通行に係る使用権原を有する者の承認が「ある ない 接続する公道 種類 幅員m 車両制限令に「抵触しない	使用権限を有する者の 承諾書又は契約書 道路管理者の道路幅員 証明書
抵触する	
. <b>事業用自動車</b> 「購入 a . 確保済 リース車両 b . 許可後に確保する	自動車検査証 購入契約書等 リース契約書等
種 別車 名年 式乗車定員車体の形状	7
年式  人	

# . 健康状態、適性診断

健康状態

原部疾患
 心臓疾患
 血圧傷害
 恵力障害
 循環器疾患
 その他運転に支障のある症状
 症状:

健康診断書

適性診断

ヒアリングの際に持参す べき挙証資料

(ヒアリング時まで)

適性診断票又は受診証 明書

白来が、白到手手件にほる囚団	<b>-</b> 	ままきの亚王岡	
	E店)及び目動	車車庫の平面図	
(注)前面道路の幅員を明記すること			
		<b>車車庫の付近図面</b>	<b>经</b> 股
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
			 経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			 経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			—————————————————————————————————————
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			 経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>经路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>经</b> 路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>经路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>经</b> 路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路

# 許可申請書の記入にあたって(注意事項)

### はじめに

- 1.申請書に記入する前に、まず、この注意事項をよく読んで正しく記入してください。
- 2.この申請書の(I)資格要件に関する事項の ~ は、2つの欄に区分してあります。左欄は申請の内容を記載する箇所であり、右欄はその内容が真実であることを証明するためにヒアリング時に持参していただく書類を記入するようになっています。
- 3.記入の方法は、該当事項の選択と書き込みに分かれていますから、次のことに注意してください。

選択の場合は、該当する選択肢や記号をで囲んでください。

書き込みの場合は\_\_\_\_\_となっているか、又は表形式になっていますから該当するところに記入するとともに、該当しない欄には斜線を引いてください。

4.申請書は、運輸支局輸送担当に提出してください。

### 記入上の注意事項

- 1. 運転経歴 (別紙様式1(E))
  - (1)個人タクシー事業の申請に関する審査基準について(中運局第244号) .の場合 「運転経歴」の欄は、専ら運転を職業とし、道路運送車両法施行規則別表第一に規定す る普通自動車(四輪以上の自動車に限る。),小型自動車(四輪以上の自動車に限る。)及 び軽自動車(民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。)を運転していた期間に限り、 申請日以前25年間における経歴を新しいものから順次、記入してください。
    - ア. 勤務地は、市区町村単位(例:名古屋市中区、浜松市東区、岐阜県岐阜市)まで記入すること。
    - イ. 勤務先名は、勤務先の会社名等(例:(株) タクシー 営業所)を記入すること。
    - ウ.ハイ・タク・バス他には、具体的職種(例:タクシー運転者、ハイヤー運転者、貸切 バス運転者、乗合バス運転者、トラック運転者等)を記入すること。
    - 工.同一勤務先であっても、勤務事業所又は勤務地が期間により異なる場合は、期間ご とに行を変えて記入すること。
    - オ.合併等により勤務先の名称が変更された場合等にあっては、変更前と変更後ごとに 行を変えて記入すること。

「運転経歴」は、他人に運転専従者として雇用され、普通四輪自動車、小型四輪自動車 及び軽自動車(民間患者輸送事業用自動車に限る。)の運転を専ら職業としていた期間に 限ります。

従って、次のような経歴は含まれません。

- ア.軽自動車(民間患者輸送事業用自動車を除く。) 二輪及び三輪の小型自動車、特殊自動車などを運転していた期間。
- イ.専ら、通勤、レジャ-などのために運転していた期間。
- ウ. 営業活動等に付随して自家用自動車を運転していた期間。
- (2)個人タクシー事業の申請に関する審査基準について(中運局第244号) .の場合 「運転経歴」の欄は、申請日以前に個人タクシーであった期間及び、一般旅客自動車運送 事業用自動車の運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期 間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。)に限り、新しいも のから順次、記入してください。
  - ア.一般旅客自動車運送事業用自動車の運転を専ら職業とした期間を記入する場合、(1) ア.~オ.によることとする。
  - イ、自年月日は、個人タクシー事業を記入する場合、運輸開始年月日を記入すること。
  - ウ. 至年月日は、個人タクシー事業を記入する場合、事業の廃止年月日を記入すること。
  - 工、勤務地は、個人タクシー事業を記入する場合、営業区域単位で記入すること。
  - オ.勤務先名は、個人タクシー事業を記入する場合、所属先の事業協同組合等(例: 個人タクシー協同組合)を記入すること。
  - カ.ハイ・タク・バス他には、個人タクシー事業を記入する場合、「個人タクシー」と記 入すること。

### 2. 資金計画(別紙様式1(I))

「設備資金」の欄は、事業用自動車、メーター器、器具工具、什器、備品などの設備の調達に必要な資金の合計額を記入してください。

「運転資金」の欄は、燃料費、修繕費、その他運送経費、一般管理費などの1か月分と 開業費、諸税、諸負担金などの合計額を記入してください。

「自動車車庫に要する資金」の欄は、新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に 要する資金の合計額を記入してください。

「保険料」の欄は、自賠責保険料、並びに旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額を記入してください。

「調達方法」の欄に記入できるものは、次のものに限ります。ただし、無記名のものは ヒアリングの際、買付書、領収書等を提示して、自己のものであることを挙証してくだ さい。なお、現金、手形、小切手は資金の挙証資料として認められません。

- ア.預入(取得)年月日が申請日以前であるもの。
- イ、株券、債券等を充てる場合は、その種別を記入してください。
- ウ.その他、自己資金として挙証可能なもの。

## 3. 営業所(別紙様式1(I))

「所在地」の欄は、住民票に記載されている住所を記入してください。ただし、許可後に確保する場合は、予定地を記入してください。

## 4.自動車車庫(別紙様式1(I))

「所在地」の欄は、登記簿謄本又は契約書に記載されている所在地を記入してください。 ただし、許可後に確保する場合は、予定地を記入してください。

「面積」の欄は、収容可能部分を測定した数値を記入してください。

## その他

申請書の記入について、ご不明な点は申請書を提出する運輸支局輸送担当までご照会ください。

在	職	証	明	書
仕	辄	扯	叶	

住 所:

氏 名:

生年月日: 年 月 日生

上記の者について、下記のとおり在職していた(いる)ことを証明します。

記

1.	採用年月日		年	月	日から		
2 .	退職年月日		年	月	日まで		
3 .	在職期間		年	月			
4 .	兼職の有無		無	有(職務内	內容:		)
5.	月当たりの勤務	烙(乗務)	日数	1ヶ月		_日	
6.	職種			運転手			
7.	所属営業所			営業所			
							以上
年	月	日					
			名	称			

職種は、タクシー、ハイヤー、貸切バス、乗合バス、事業用トラック、自家用トラック、自家用バス、自家用乗用車等、運転専従者として雇用していた職種を記入願います。

所在地

代表者名

		健	康	診		断	; 1	書		
氏名				男	•	女		年	月	日生
住所										
既往歴				自覚 び他 の有	覚	状及 症状				
胸部所	·見	·	☆業務に従誓 年				ついての間接・		ŕ	
心臓所見		(運転	<b>素務に従</b>	事する	5.2	とにつ	ついての	)支障(	の有無)	
血圧所見		(運転	云業務に従い	事する ~	こ		ついての m H g	支障の	の有無)	
血液(貧血・肝機 能・血中脂質・血 糖)検査所見		(運転	<b>広業務に従</b> い	事する	こるこ	とにつ	ついての	)支障(	の有無)	
尿(尿中の糖及び 蛋白の有無)検査 所見		(運転	云業務に従い	事する	うこ	とにつ	ついての	支障の	の有無)	
その他特記すべ き症状(睡眠時無 呼吸症候群等)		(運転	云業務に従	事する	こ	とにこ	ついての	支障の	D有無)	
上記のとおり診断します。										
	年	月	日							
				( 🗷	Ē	師)				

左		
<del>年</del>	尸	

中部運輸局長殿

住 所

名 称

氏 名

# 個人タクシー事業の運輸開始届

個人タクシー事業の運輸を開始しましたので、道路運送法施行規則第66条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 . 事業の種別 個人タクシー事業
- 2 . 営業区域
- 3 . 許可年月日

年 月 日 第 号

4. 運輸開始年月日

年 月 日

年 月 日

中部運輸局長殿

譲渡人

住 所

名 称

氏 名

譲受人

住 所

名 称

氏 名

# 個人タクシー事業の譲渡譲受認可申請書

個人タクシー事業の譲渡譲受の認可を得たく、道路運送法第36条及び同法施行 規則第22条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の住所、名称及び氏名

譲渡人

住 所:

名 称:

氏 名:

譲受人

住 所:

名 称:

氏 名:

2. 事業の種別

個人タクシー事業

- 3. 譲渡及び譲受をしようとする事業の種別及び営業区域
  - (1)事業の種別 個人タクシー事業
  - (2)営業区域
- 4. 譲渡価格

円

- 5. 譲渡及び譲受をしようとする時期 認可後 日(か月)以内
- 6. 譲渡及び譲受を必要とする理由
- 7. 加入する事業協同組合名(加入しない場合はその理由)

### (添付書類)

- 1. 譲渡譲受契約書(写)
- 2. 譲渡及び譲受価格の明細書(別紙様式5-1)
- 3. 譲受人の履歴書(別紙様式5-2)
- 4. 譲受人の資産目録(別紙様式5-3)
- 5 . 譲受人の戸籍抄本
- 6. 個人タクシーを営業する書面(別紙様式5-4)
- 7. 譲受人が道路運送法第7条各号に該当しない旨を証する宣誓書 (別紙様式5-5)
- 8. 譲受人の運転経歴(別紙様式5-6)
- 9. 法令遵守状況に係る宣誓書(別紙様式5-7)
- 10. 自動車車庫に係る宣誓書(別紙様式5-8)
- 11. 事業計画新旧対照表(別紙様式5-9)
- 12. 譲受人の資格要件に関する事項を記載した書類(別紙様式5-10)

# 譲渡及び譲受価格の明細書

譲渡及び譲受価格金の一金の一般を表現しています。

(内 訳)

区分	品目	金額(円)	備考
事業用自動車			
備			
品			
什			
器			
そ			
の			
他			
	合計		

履	歴	書								
ふりがな	î .									
氏	名								男	・女
生年月	日		年	F	1	日(月	申請日現在:清	苛	歳)	
本	籍									
現住	所	(郵便番号) (電話番号)								
職	歴	自・年月日	至・年	月日	勤務	年数	勤務地・勤務	先(会社	社名等)	職種
(新しい のから記	載		現	在	年	月				
すること	。)				年	月				
					年	月				
					年	月				
					年	月				
					年	月				
	_				年	月				
					年	月				
家族	氏名	<b>活</b> 続柄	年齢	同居	・別居	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>尽族氏名</b>	続柄	年齢	同居・別居
				同	・別					同・別
				同	・別					同・別
				同	・別					同・別

# 別紙様式5-3

資 産 目 釒	录	(	年	月	日現在)
区分	種類	金	額	摘	要
<b>西</b> 帕令学	普通預貯金		円		
預貯金等	定期預金		円		
<b>乙科辛答</b>	土 地		円		
不動産等	建物		円		
その他			円		

# 別紙様式5-4

# 個人タクシーを営業する書面

一般乗用旅客自動車運送事業の経営についての事業用自動車を営業のために他人に運転させるものでなく、私が運転し営業するものであります。

年 月 日

譲受人氏名

別紙様式5-5

# 欠格事由に関する宣誓書

道路運送法第7条(欠格事由)に該当しないことを宣誓いたします。

年 月 日

譲受人氏名

運転経歴									
(1)運転経歴(新しいものから記載すること。)									
自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名(事業所名)	ハイ・タク・ バス・他				
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
		年 月							
(2)運行管:	理者又は整備管	理者として勤	務した期間						
自年月日	至年月日	勤務年月数	勤務地	勤務先名(事業所名)	ハイ・タク				
		年 月							
		年月							
		年 月							
		年 月							

### 法令遵守状況に係る宣誓書

1.申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。

また、・過去にもこれらの処分を受けたことはありません。

・ 年 月 日に の処分を受けましたが、

年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分(平成14年1月31日以前のタクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)
- (4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業 の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号 ) 麻薬 及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号 ) 覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号 ) 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号 ) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号 ) その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法又はタクシー業 務適正化特別措置法に基づく輸送施設の使用停止以上の処分(平成14年1月31日以前の タクシー業務適正化臨時措置法に基づく処分を含む。)
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
  - 2.申請日以前3年間、道路交通法の違反による処分(同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合又は反則点を付された場合を含む(ただし、申請日の1年前以前において、反則点1点を付された場合(併せて同法の規定による反則金の納付を命ぜられた場合を含む。)又は反則金の納付のみを命ぜられた場合のいずれか1回に限っては除外。))を受けたことはありません。
  - 3. 上記 1.又は 2.の違反により現に公訴を提起されておりません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

## 自動車車庫に係る宣誓書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名

# 事業計画新旧対照表

# 1. 営業所の名称及び位置

新	IΒ		
名称	名 称		
位置	位置		
新 設 既 設 改修等の別	新 設 既 設 改修等の別		
所有借入別	所有借入別		
借入先	借入先		
賃借料月額	賃借料月額		
契約年月日	契約年月日		
備考	備考		

## 2. 自動車車庫の位置及び収容能力

	新	IΒ			
位置		位置			
構造		構造			
面積	m² (間口: m×奥行: m)	面積	m² (間口: m×奥行: m)		
新 設 既 設 改修等の別		新 設 既 設 改修等の別			
所有借入別		所有借入別			
借入先		借入先			
賃借料月額		賃借料月額			
契約年月日		契約年月日			
備考		備考			

## 3. 事業用自動車

種 別	
車名・年式	(車名) 年式 年式
乗車定員	人
車体の形状	
車両価格	円

上記事業用自動車には、平成14年1月18日付け中部運輸局長公示「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について」(中運局公示第244号) .7.(3)

~ に掲げる機能を有する機器を備えおきます。

資格要件に関する事項	ヒアリングの際に持参す
. 年 齢	べき挙証資料
申請日現在の年齢 満歳 (年月日生)	住民票
. 運 転 経 歴	
所持する運転免許県公安委員会年月日交付	]
免許証番号 第号	
免許取得年月日	
ア.普通第一種年月日	運転免許証
イ.大型第一種年月日	
ウ.普通第二種年月日	
工.大型第二種	
運転経歴 別紙様式 5 - 6 に記載のとおり	雇用主の在職証明書 (別紙様式2) 」その他 ( )
. 資金計画及び資金の調達方法	
資金計画	
設備資金	
運転資金	
自動車車庫に要する資金	
保険料	
(補償額) 対人保険金額:万円	
対物保険金額:万円	
免責額:	
合計	

# 調達方法

預(貯)金

区分	金融機関名	名義人	預入年月日	金額
定期				円
<b>企</b> 规				円
普通				円
百世				円
	î	合 計		円

その他(退職金、債券、株券などについて預貯金と同様に記載すること。)

ヒアリングの際に持参す べき挙証資料

預(貯)金通帳等 その他	)
写真	
予定地の写真	
登記簿謄本 その他 (	)
登記簿謄本 承諾書	
賃貸借契約書、承諾書	
登記簿謄本 承諾書	

### . 営業所

営業所(住居)の確保

確保済

<sub>「</sub>a.ヒアリング時までに確保する

未確保しb.許可後確保する

所 在 地 \_\_\_\_\_\_

面 積 間取り

使用権限

・建物

- 所有

所有者 \_\_\_\_\_(本人以外の場合は続柄 ) (共有者)\_\_\_\_\_(本人以外の場合は続柄 ) (共有者)\_\_\_\_\_(本人以外の場合は続柄 )

<sup>L</sup> 借用

借入先 \_\_\_\_\_\_

・土地

,所有

所有者 \_\_\_\_\_(本人以外の場合は続柄 ) (共有者)\_\_\_\_\_(本人以外の場合は続柄 ) (共有者)\_\_\_\_\_(本人以外の場合は続柄 )

借用

借入先 \_\_\_\_\_\_

賃貸借契約書、承諾書

現住所に居住した日 _		日から	べき挙証資料
営業所(住居)と自動車頭	車庫との距離		
直線距離で	m、徒步	分	
・ <b>自動車車庫</b> 確保済 車庫の確保	╸ <b>ᆫᄀ</b> ᄓᄼᅝᇠᆂ	ᅎᇆᅑᄱᆂᄀ	写真     予定地の写真
 未確保	[ a . ヒアリング時ま b . 許可後確保する	てに唯体する	一がた地の与真
所 在 地			-
面 積r	m <sup>²</sup> (間口 m	×奥行 m)	
使 用 権 限 ・建物(有蓋車庫を設ける	3場合)		
<sub>-</sub> 所有			
	(本人以外(		登記簿謄本
	(本人以外(		)   承諾書
	(本人以外(	の場合は続柄	) ]
借用 借入先			賃貸借契約書、承諾書
・土地			
<sub>厂</sub> 所有			
所有者	(本人以外(	の場合は続柄	登記簿謄本
(共有者)	(本人以外(	の場合は続柄	)    承諾書
(共有者)	(本人以外(	の場合は続柄	) ]
借用			
借入先			賃貸借契約書、承諾書

ヒアリングの際に持参す

### ・前面道路

「公道 幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に「抵触しない 抵触する 道路管理者の道路幅員 証明書

私道 幅員 \_\_\_\_\_m

「通行に係る使用権原を有する者の承認が「ある しない

使用権限を有する者の 承諾書又は契約書

接続する公道 種類 \_\_\_\_\_

幅員 \_\_\_\_\_m 車両制限令に「抵触しない

抵触する

道路管理者の道路幅員 証明書

. 事業用自動車

種	別	車	名	年	式	乗車定員	車	体	の	形	状
					年式	人					

自動車検査証

### . 健康状態、適性診断

健康状態

原部疾患
 心臓疾患
 血圧傷害
 聴力障害
 循環器疾患
 その他運転に支障のある症状
 症状:

健康診断書

適性診断

ヒアリングの際に持参す べき挙証資料

受診状況

適性診断票又は受診証 明書

白来が、白到手手件に示る囚団	<b>-</b> 	ままきの亚王岡	
	E店)及び目動	車車庫の平面図	
(注)前面道路の幅員を明記すること			
		<b>車車庫の付近図面</b>	<b>经</b> 股
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			 経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			 経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			<b>経路</b>
(注)営業所(住居)と自動車車庫の位置、			経路

## 申請書の記入にあたって(注意事項)

#### はじめに

- 1.申請書に記入する前に、まず、この注意事項をよく読んで正しく記入してください。
- 2.この申請書の別紙様式5-10資格要件に関する事項の ~ は、2つの欄に区分してあります。左欄は申請の内容を記載する箇所であり、右欄はその内容が真実であることを証明するためにヒアリング時に持参していただく書類を記入するようになっています。
- 3.記入の方法は、該当事項の選択と書き込みに分かれていますから、次のことに注意してください。

選択の場合は、該当する選択肢や記号をで囲んでください。

書き込みの場合は\_\_\_\_\_となっているか、又は表形式になっていますから該当するところに記入するとともに、該当しない欄には斜線を引いてください。

4.申請書は、運輸支局輸送担当に提出してください。

.....

#### 記入上の注意事項

1. 運転経歴(別紙様式5-6)

「運転経歴」の欄は、専ら運転を職業とし、道路運送車両法施行規則別表第一に規定する普通自動車(四輪以上の自動車に限る。) 小型自動車(四輪以上の自動車に限る。)及び軽自動車(民間患者輸送事業の用に供する自動車に限る。)を運転していた期間に限り、申請日以前25年間における経歴を新しいものから順次、記入してください。

- ア. 勤務地は、市区町村単位(例:名古屋市中区、浜松市東区、岐阜県岐阜市)まで記入すること。
- イ. 勤務先名は、勤務先の会社名等(例:(株) タクシー 営業所)を記入すること。
- ウ.ハイ・タク・バス他には、具体的職種(例:タクシー運転者、ハイヤー運転者、貸切 バス運転者、乗合バス運転者、トラック運転者等)を記入すること。
- 工.同一勤務先であっても、勤務事業所又は勤務地が期間により異なる場合は、期間ご とに行を変えて記入すること。
- オ.合併等により勤務先の名称が変更された場合等にあっては、変更前と変更後ごとに 行を変えて記入すること。

「運転経歴」は、他人に運転専従者として雇用され、普通四輪自動車、小型四輪自動車 及び軽自動車(民間患者輸送事業用自動車に限る。)の運転を専ら職業としていた期間に 限ります。 従って、次のような経歴は含まれません。

- ア.軽自動車(民間患者輸送事業用自動車を除く。) 二輪及び三輪の小型自動車、特殊自動車などを運転していた期間。
- イ.専ら、通勤、レジャ-などのために運転していた期間。
- ウ,営業活動等に付随して自家用自動車を運転していた期間。

#### 2. 資金計画(別紙様式5-10)

「設備資金」の欄は、事業用自動車、メーター器、器具工具、什器、備品などの設備の調 達に必要な資金の合計額を記入してください。

「運転資金」の欄は、燃料費、修繕費、その他運送経費、一般管理費などの1か月分と 開業費、諸税、諸負担金などの合計額を記入してください。

「自動車車庫に要する資金」の欄は、新築、改築、購入又は借入等自動車車庫の確保に 要する資金の合計額を記入してください。

「保険料」の欄は、自賠責保険料、並びに旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に係る保険料の年額を記入してください。

「調達方法」の欄に記入できるものは、次のものに限ります。ただし、無記名のものは ヒアリングの際、買付書、領収書等を提示して、自己のものであることを挙証してくだ さい。なお、現金、手形、小切手は資金の挙証資料として認められません。

- ア.預入(取得)年月日が申請日以前であるもの。
- イ、株券、債券等を充てる場合は、その種別を記入してください。
- ウ.その他、自己資金として挙証可能なもの。

### 3. 営業所(別紙様式5-10)

「所在地」の欄は、住民票に記載されている住所を記入してください。ただし、許可後に確保する場合は、予定地を記入してください。

### 4.自動車車庫(別紙様式5-10)

「所在地」の欄は、登記簿謄本又は契約書に記載されている所在地を記入してください。 ただし、許可後に確保する場合は、予定地を記入してください。

「面積」の欄は、収容可能部分を測定した数値を記入してください。

#### その他

申請書の記入について、ご不明な点は申請書を提出する運輸支局輸送担当までご照会ください。

年 月 日

中部運輸局長殿

譲渡人

住 所

名 称

氏 名

譲受人

住 所

名 称

氏 名

# 個人タクシー事業の譲渡譲受終了届

年 月 日付け 第 号(の )もって認可された個人タクシー事業の譲渡譲受は終了しましたので、道路運送法施行規則第66条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 . 事業の種別 個人タクシー事業
- 2 . 営業区域
- 3 . 譲渡譲受終了年月日

年 月 日

年 月 日

中部運輸局長殿

住 新 名 称 氏 名

# 個人タクシー事業の相続による事業継続認可申請書

個人タクシー事業の相続による事業継続の認可を得たく、道路運送法第37条及び同法施行規則第24条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の氏名、住所及び被相続人との続柄

氏 名:

住 所:

被相続人との続柄:

2. 被相続人の氏名及び住所

氏 名: 住 所:

- 3. 継続して経営しようとする被相続人の事業の種別及び営業区域
- (1)事業の種別 個人タクシー事業
- (2)営業区域
- 4. 相続開始の時期 認可後 日(か月)以内
- 5.加入する事業協同組合名(加入しない場合はその理由)

### (添付書類)

- 1. 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 2. 被相続人の戸籍謄本
- 3. 相続人の同意書(ただし、申請者以外に相続人がある場合に限る。)(別紙様式7-1)
- 4. 申請者の履歴書(別紙様式5-2)
- 5. 申請者の資産目録(別紙様式5-3)
- 6. 申請者の個人タクシーを営業する書面(別紙様式5-4)
- 7. 申請者が道路運送法第7条各号に該当しない旨を証する宣誓書 (別紙様式5-5)
- 8. 申請者の運転経歴(別紙様式5-6)
- 9. 法令遵守状況に係る宣誓書(別紙様式5-7)
- 10. 自動車車庫に係る宣誓書(別紙様式5-8)
- 11. 事業計画新旧対照表(別紙様式5-9)
- 12. 申請者の資格要件に関する事項を記載した書類(別紙様式5-10)

## 同 意 書

は、別添戸籍謄本に記載のとおり 年 月 日死亡したので、同人が経営していた個人タクシー事業の全部及びこれに付帯する財産を相続権利者協議のうえ、 を相続人と定め、 に相続することに同意します。

年 月 日

(相続人)住 所:

氏 名:

(協議者)住 所:

氏 名:

住 所:

氏 名:

住 所:

氏 名:

住 所:

氏 名:

住 所:

氏 名:

年 月 日

中部運輸局長殿

相続人

住 所

氏 名

# 個人タクシー事業者の死亡届

個人タクシー事業者が死亡しましたので、道路運送法施行規則第66条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 死亡した者の名称、氏名、許可年月日及び許可番号

名 称: 氏 名:

許可年月日: 年 月 日

許可番号: 第 号

2. 事業の種別

個人タクシー事業

- 3 . 営業区域
- 4 . 死亡年月日

日 月 日

(添付書類)

死亡診断書